

茨城県感染症対策連携協議会設置要綱

(目的)

第 1 条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づき、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策の実施に当たっての連携協力体制の整備を図るため、茨城県感染症対策連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事業)

第 2 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 予防計画の作成及び変更に関すること
- (2) 予防計画の実施に関すること
- (3) 新型インフルエンザ等感染症等に係る、当該感染症の発生の予防及びそのまん延を防止するために必要な対策の実施に関すること
- (4) 感染症対策に関する重要事項の調査・協議
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること

(組織)

第 3 条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、保健所を設置する市、感染症指定医療機関、診療に関する学識経験者の団体及び消防機関（消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 9 条各号に掲げる機関をいう。）その他の関係機関のうちから、知事が任命する。

2 協議会の委員は、25 人以下とする。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 協議会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ示す委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員の任命後最初に開かれる会議は、知事が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。

- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(部会)

第7条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する者をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 4 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。
- 5 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「協議会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「知事」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

(専門委員)

第8条 知事は、専門の事項を調査させるため、必要に応じ協議会及び部会に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、知事が委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、その職を失うものとする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、茨城県保健医療部感染症対策課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に規定するもののほか、協議会に必要な事項は、協議会が定める。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。